

大正四年六月二十一日第三種郵便物認可（毎月一回一日發行）

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷七十三第

行發日一月一十年八和昭

論叢

營業收益稅改造の一案……………法學博士 神戸正雄
勞銀と利子……………文學博士 高田保馬

時論

潜在偏向性の我がインフレーション……………經濟學博士 小島昌太郎

研究

中央銀行の發行準備に就いて……………經濟學士 松岡孝兒

資本蓄積と資本機的構成の變化……………經濟學士 柴田敬

國際カルテルに就いて……………經濟學士 磯部喜一

アングロサクソン時代の社會單位について……………經濟學士 竹中靖一

說苑

小賣商業の競争と分業……………經濟學博士 谷口吉彦

資本主義の型……………經濟學士 堀江保藏

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁載轉)

アングロ・サクソン時代の社會單位について (上)

——英國に於ける地緣團體の成立過程——

竹 中 靖 一

一、序 言

英國經濟史上、五、六世紀より十一世紀に至る間は、言ふまでもなく、民族移動の潮流に押されて、英國へ渡來したアングロ・サクソンが、漸次、土着のケルト人を征服して、定住し、そこに新しい社會を建設した時代であるが、(註)それは、同時に、血緣的紐帶が弛緩して、血緣團體が崩壊すると共に、次第に地緣團體が成立しつゝあつた時代であり、やがて、次の時代に、莊園の制度がその上に建設せらるべき地盤を作りつゝあつた時代である。故に、それは、經濟史上よりみて、かなり興味あると共にまた重要な時代である。

(註) 周知の如くアングロ・サクソンは最初多くの小王國を形成してゐたが、後に併合せられて三王國となり、やがて九世紀の終よりノーマン征服(一〇六六年)の頃までに、全國統一が實現された。この間の王國の歴史に關しては、最近、國家學界雜誌にオーマンの研究が、松本馨氏によつて紹介せられてゐる。(國家學會雜誌第四十七卷第三號昭和八年三月七〇頁以下參照)

然るに、この間の社會組織に關しては、從來、學界に論争絶えず、或はゲルマン民族的要素が重ぜられてマルク共產體との類似點が指摘せられ、或はローマの影響が重視せられてヴィラの制

度との比較が行はれ、更にはマナーの起源に關する問題となつて、自由自治の社會を想定するものと隸屬關係の存在を主張するものとの對立を生じ、一方に共産的乃至は共同主義的な傾向の支配せしを認むるものあれば、他方には個人主義的傾向の顯著なるを説くものもあつた。(註一) 併し乍ら、今日では、その何れの傾向と雖も、之を排他的に固持せんとする學者は存しない。寧ろ、何れの主張にも夫々一面の眞理あると共に、またその何れにも加擔するを得ず、これらの主張の各々を綜合統一せんと試みる努力が行はれてゐる。(註二)

(註一) 大體に於いて、ゲルマンの要素を重ずるものは、自由自治と共同的傾向とを主張し、ローマの影響を重ずるものは、隸屬關係と個人的傾向を主張する。Maurer, Kemble, Freeman, Stubbs, Guicist, Nasse, Maine などは前者に屬し、Seebahn, Fustel de Coulange, Ashley などは後者に屬する。但し、Maitland の如く、ゲルマンの要素を重じて、尙個人的傾向を強く認めるものもある。¹⁾

(註二) Seebahn や Ashley も、後には自説を緩和し、Ashley の如きは、『今日の史學者にしてマルク説か、ヴィラ説かの何れかの一方を排他的に主張するものはない』と云つてゐる。²⁾ 各種の所説を綜合せんとする學者としては Vinogradoff, Andrews, Gibbins, Lipson 等を擧げることが出来る。これら諸學說に關して、學史的考察を試みるのは興味深いことであるが、今は、他の機會に譲つておく。農業共産制研究一般の學史的概観は黒正博士によつて與へられてゐる。³⁾

こゝには主として、最近最も妥當なりと認められてゐる、ヴィノグラドフの所説に従ひ乍ら、當時の社會組織の一端を窺ふことゝし度い。而て、特に如何なる團體が、社會生活乃至は經濟生活に於いて重要な單位となつてゐたかを中心として考へ度いと思ふ。

1) cf. Vinogradoff, Villainage in England, 1892 (Impr. 1927) pp. 16-39; C. McL. Andrews, The Old English Manor, 1892, pp. 1-8; H. de Gibbins, Industry in England, 1896, pp. 48-52; E. Lipson, An Introduction to the Economic History of England, Vol. 1, 1915, pp. 2-22. 尙、メーンとメートランドとの所説に關しては、大塚金之助、メーンの村落團體比較法を評す〔國民經濟雜誌第22卷第1-2號〕及び津田武二、英國古代土地相續法の研究〔同上第26卷第1-2

二、血縁團體の殘存形態

血縁團體に於ける最も顯著なる共同行爲たる生命賠償の慣行は、アングロ・サクソンの間にも明かに存在した。アルフレッド王の法律や、アエセルスタンの法律には、その事が視はれ、*Leges Henrici* にもその規定が見出される²⁾。而て、それらの規定によれば、三分の二が父方の縁者により、三分の一が母方の縁者によつて分擔され、分配さるゝこと、ケルト人の氏族社會に於けると同様であり、また北方民族の法律に於けると略々同様であつた³⁾。

血縁團體の組織が如何に強固であつたかは、遙か後の十世紀頃までも、氏族の組織が有力に殘存してゐたことによつて推察される。即ち、アエセルスタンの法律（凡そ九二五年より九三九年の間のもとの推定さる⁴⁾）には、『もし氏族團體（*マエークス Magth*）……強固且有力にして、……我が法權の行はるゝを妨ぐる場合には……云々』とて、氏族制度の強固なる場合のことが特に規定せられてゐる⁵⁾。而てもと古きゲルマン民族の間に於ける氏族は、軍團の組織はもとより、個人の生命財産の保護に任じ、結婚相續、その他一家の重大事に關與するのが普通であり、一切の社會的目的をもつた團體であつて、成員たる個人の單なる集合體ではなかつたが、アングロ・サクソンの間に於て *Generalogia*, *farra*, *Magth* など云はれた團體も、最初は恐らくまさにかくの如き性質をもつものであつたと考へられる⁶⁾。

號] 同氏、英國古代村落團體の研究〔同上第3-4號〕參照。

2) W. G. Ashley, *Economic Organisation of England*, 1914, p. 21. [德增榮太郎
譯『英國經濟組織の史的考察』30頁]

3) 黒正博士、農業共產制史論8頁以下。

(一) 氏族——マエークス *Mæth*. 併し乍ら、今、マエークス (*mæth*) について見るに、この名稱は單に氏族に對して使用さるゝのみならず、更に種族や地方に對しても使用せられ、それは種族分布上の單位となり、地域的な單位ともなつてゐた。特に *Mæth-burg* と云ふ言葉が使用される場合があるが、その場合、*Durgh* (*Dorsh*) 即ち防禦と共同責任との團體と云ふ點に重きを置かれる。氏族、即ちジツペ *Sippe* 乃至はマエークス *Mæth* については、從來種々なる學説が存在し、*Maitland* の如く永續的な單位としての氏族を否定して、*Mæth* を生命賠償のため一時的に組織さるゝ個人の集合體なりとする歴史家もあるが、それは自然に成立せしものであつて、決して個人相互の同意によつて出來たものではない。而て、マエークスは、單に血縁關係によつて結ばれてゐるのみならず、一定の目的をもつ團體であつた。その目的は主として政治的なものであり、即ち防禦と共同責任とにあつた。共同の目的と意志とは、常に成員の行爲と利益とに對して優位を占めてゐた。¹⁰⁾

政治生活以外、經濟生活に於いても氏族とその構成要素たる戸とは、重要な單位であつた。アングロ・サクソンが英國へ定住すると共に、彼等は何れも農耕を開始し、従つて、土地が生産手段として次第に重大なる要素となつて來たが、定住に際する土地の割當ては主として、氏族が單位とせられた如くである。この事は地名の研究より推察することが出来る。例へば、*Æscings*, *Efings*, *Gettings*, *Hoppings*, *Footings*, *Workings*, *Bletchings*, *Kenning* など、*Surey* 地方の地名は、夫々の土地が各氏族によつて占有されたことを意味するのである。(註) ¹¹⁾ なる地名の語尾

- 1) *The Laws of Alfred*, ch. 27; *The Laws of Ælstan* (II), ch. ii. F. L. Attenborough, *The Laws of the Earliest English Kings*, pp. 76, 77 & pp. 132-5.
- 2) cf. F. Pollock and F. W. Maitland, *History of English Law*, 1895 (ed. 1911) Vol. ii. p. 242.
- 3) P. Vinogradoff, *The Growth of the Manor*, pp. 136-7. 尙拙稿ケルト人の氏族社會に就いて(經濟史研究第37號) 151-2頁參照。

は、その土地の最初の定住者の個人の名を示す場合も多いであらうが、一般に、ゲルマン民族の間に於いて、氏族名による地名に¹⁰⁾なる語尾が使用された例の多いことよりすれば、前述の地名の如きも亦氏族の名を指すものと見るべきである。特に、かくの如く、*ton* や *ham* などの附屬詞がなく、單に複數形を以て終る場合に然りである。¹¹⁾ かくて、一氏族が一定の土地に定住して數代を経るに従ひ、その團結は益々密接となると共に、やがて地縁團體化して行つたのである。(註) この點に於いて氏族名に由來する英國村落の地名に關するケンブルの研究 (*Kemble, Saxon in England*) は高く評價されねばならぬ。

(2) 戸の土地——*ハイド Hide* 氏族によつて占有された土地は、更に各戸の持分に再分される。併し、それは、尙、全體として集團的に保持せられ、また共同經營と移住及び開拓によつて、單位の分割が阻止されてゐた。

戸の土地 (*Terra Familia*) 即ちヒウイスク *hivisc* ヒウシツフ *hivship* 又は、*ハイド hide* なる用語は、經濟史上乃至は法制史上有名な用語であつて、課税上の分擔單位と考へられるのが普通であるが、それは、もと、文字通りに戸の土地であつて、不動産の單位となり、ともかくも土地所有權の最初の形態を示すものであつた。併し、その權利の主體となるものは、決して個人ではなく、戸であつた。¹²⁾ もと、會議に出席し、軍團に参加し、共同牧畜に加入し得る資格ある自由人は、各戸毎に、完全なる一耕組の土地、即ち*ハイド*をその持分とされてゐた。¹³⁾ 被征服者の子孫にして、社會の最下級にありし *Weals* の階級に屬するものにも、亦、普通の自由人と立じ立場にお

- 4) F. L. Attenborough, *The Laws of the Earliest English Kings*, 1922, p. 112.
- 5) *The Laws of Æthelstan* (VI), ch. 7. §2. (Attenborough, op. cit. pp. 162, 163).
- 6) Vinogradoff, op. cit. p. 137.
- 7) *The Laws of Alfred*, ch. 41. (Attenborough, op. cit. pp. 82, 83.)
- 8) Vinogradoff, op. cit. p. 138.
- 9) Pollock and Maitland, op. cit. Vol. ii p. 243. 尙、津田武二、英國古代土地相續

かれ、戸の土地、即一ハイドを有するものが見られたが、¹⁵⁾かくの如き事實は、アングロ・サクソンの戸の制度が、ケルト人の氏族社會に於ける *the tithing* と同様なものであつたことを推定せしむるであらう。¹⁶⁾(註)

(註) *the tithing* については拙稿『ケルト人の氏族社會に就いて』(經濟史研究第三十七號)一五三頁及一五六頁参照。

更に戸の持分單位としてのハイドの分割を防ぐために、戸の持分の共有制が重要な役割を占めてゐた。即ち、戸の持分が保有者一箇人の意志によつて、分割し得たとの資料は、全々見出されないのみならず、却つて、幾世紀間も自由人のかくの如き持分單位が保持せられてゐたことは、分割相續と個人への贈與が、習慣の力によつて、強く阻止されてゐたことを證するものである。¹⁷⁾かくて、不動産の單位、又は、借地權の單位としての、戸の持分は、各戸の構成員の個人的利益を越えたものであり、それは、耕作上、並に義務遂行上の目的をもつた一種の家族共同體を暗示するものである。

かくの如き戸の土地は、通常、フォーク・ライト *folk-right* 即ち、一般の慣習による規律に支配された。而て、かゝる規律の支配を受くる土地をフォークランド *folk-land* と云ふが、(註一)それは、かゝる規律の支配を受くるを要しない土地、即ちボック・ランド *bockland* (又はブック・ランド *book-land*) に對立する。(註二)そして、この兩者の差異の中、最も重大なるものは、後者がその所有者の意志のまゝに、處分することを許されてゐるに反し、前者がそれを認められてゐない點である。かくて、ボック・ランドの存在は、やがて個人的勢力を生じ、従つて不平等の結果

法の研究(國民經濟雜誌第26卷第1號)88頁参照。

10) Vinogradoff, op. cit. pp. 139-140.

11) ibid. p. 243. note 14.

12) G. R. Green, *The Making of England*, 1883, Vol. i. p. 46.

13) Vinogradoff, op. cit. p. 141.

14) ibid. p. 201.

を齎らし、社會に於ける共同的要素を破壊するの原因となつたが、併し乍ら、他方よりみれば、かゝる土地を特に區別したことは、反面に於いて、共同と平等とを重んずる慣習と統制とが、如何に力強く、一般の戸の土地に對して働いてゐるかを告ぐるものと云はねばならぬ。

(註一) folk-land に関しては、F. Maitland, Domesday Book and Beyond, 1907, pp. 244. ff. を参照。

(註二) boc-land は、主として教會に與へられた土地であり、book-land であつて、即ち Book (憲章 Charter を意味する) によつて例外的な特權が附與せられたものである。而てある時代に於いては、ボック・ランドの創設に關する憲章が國王の立法行爲として現はれた他に、賢人 Witan の同意を得ると云ふ形式を採ることもあつた。¹⁸⁾

(3) 百人組——ハンドレッド Hundred

かくて、戸と氏族とが、土地を分ち、權利義務を

定める上の單位となる集團であり、社會制度の上には、尙、氏族制度に由來する要素が顯著であつた。政治組織についても、戸が最少單位となつてゐるが、軍團の招集、貢租の徵集、司法行政等の必要に應じて、ハンドレッド hundred 即ち百人組の制度が、到る所に見受けられた。最近の研究によれば、このハンドレッドと云はるものは、百戸の集團、即ち百の *hundreds* の集團であつたことには疑がない。尤も、ハンドレッドの占むる土地の大きさは、實際の地積について、切上や切捨をなし、或は過大評價をなすなど、甚だ概略のものであつたが、併し、それとても、課税上の目的よりする單なる擬制ではなかつた如くであり、土地の大きとの關係を顧慮し、戸の土地の集りであるとの觀念は、この時代全體を通じて變らなかつたやうである。¹⁹⁾ (註)

(註) 法制上、百人組の明かに現はれてゐるものは、エドカー王の法律のみである。²⁰⁾ 併し、百人組が西歐の歴史上、早くより何處にも存在してゐた事實を別としても、尙、アルフレッド王の法律にあるボルドゲダルは、²¹⁾ 定住者の概數によつて諸地域

15) The Laws of Ine, ch. 32 (Attenborough, op. cit. pp. 46, 47.)

16) Vinogradoff, op. cit. p. 141.

17) ibid. p. 142.

18) F. W. Maitland, Domesday Book and Beyond, 1897, p. 247.

の計算をするに用ひられる言葉であつて、百人組や氏族の區分を意味するものゝ如くである。²²⁾

三、地縁團體の形成

(一) 村落共同體——トウン *tun* 又はタウンシップ *township* アングロ・サクソンは、小なる一團毎に海を越えて侵入し來り、二、三世紀間の長い鬪争と努力との成果、英國定住に成功したのであつて、その間に、相互にも、また被征服者とも、混血して行つたのである。かくの如き歴史は、軍事的組織を強固にしたが、やがて氏族と戸との内部に於ける血縁的紐帶を弛緩せしめ、解消せしめんとするに至つた。従つて、ここに、時代の特徴として組織の弛緩が見られたのである。併し乍ら、それと同時に、また、かくの如き組織の弛緩に對する反作用の必要があり、各種任意的、又は非任意的な結合が生じ、個人を保護し、個人の行爲を保證せんとするに至る。かかる過程の一つとして、トウン *tun* の制度の發生を見ることが出来る。(註)

(註) Lapenberg, Kemble, Hallam, Freeman などトウン *tun* 即ちタウンシップ *township* を問題としてゐない。比較的詳細に *tun* の研究をした最初の史家は Green である。¹⁹⁾

トウン *tun* は近代英語のタウン *town* に相當する。併し、後者が主として都市に用ひられるため、特にタウンシップ *township* なる語が當てられる。中世では、ノーマン語の *ville* ²⁰⁾ と云ふ字が使用された。(註二) 中世、既にマナー *Manor* の制度が確立した時代に於いても、*ville* が、尙地域區分の標準となつてゐたから、更にそれ以前のアングロ・サクソン時代、即ちマナーの制度が未だ充分成立してゐなかつた時代に於ける社會の單位として、トウン *tun* を考へるのに

19) Vinogradoff, op. cit. p. 145.
 20) The Laws of Edgar (I), ch. i. (A. G. Robertson, The Laws of the King of England from Edmund to Henry I. 1925, pp. 16, 17)
 21) The Laws of Alfred, ch. 37. (Attenborough, op. cit. pp. 80, 81.)
 22) Vinogradoff, op. cit. p. 250.

は、充分な理由がある。(註二) 而て、行政單位としては、ヴィル即トウンは最下位にあり、その上に百人組 hundred や州 shire などがより包括的な單位として存在した。

(註一) *tin, vill, township* などの語義については、Ashley が詳細な研究をなしてゐる。²⁾ 尙、近世アメリカ植民地の土地制度に於いても township なる語が用ひられてゐる。³⁾

(註二) 英國全體はヴィルに區劃されてゐた。⁴⁾ ドウムスデイ調査簿に於いてもヴィルが調査の單位となつてゐる。⁵⁾

アングロ・サクソンの民族が土地に定住すると共に、その組織が次第に独自の性格をもち來つて、ここにトウン *tin* が成立したのである。彼らは、散在せる小部落に住んだケルト人とは異り、一の村落に人口を集結し、耕作と防禦との目的のため、その集結を維持して行つた。農耕階級の上に、武人階級が支配してゐたことは、同一の中心に、首長、部下、耕作者の一團を集中するに便であつた。而て、これらの團體が、領主を中心に階層的な組織をもつてゐたか、若しくは多少とも獨立せる自由人から構成されてゐたかの問題は、今、姑く之を措くも、當時、*tin, ham, ley, thorp* と云はれたものは、小なる部落のものではなく、かなりの大きさをもつた集團、即ち村落をなしてゐたことは略々推定される。⁶⁾

經濟史上、トウン *tin* 即ちタウンシップ *township* の性質に關しては種々論議せらるる所であるが、それは、決して、私有財産と個人的經營の側面からも乃至は領主的司配の側面からも説明され得るものではない。また、或は嚴密なる共同主義の立場からも、更には氏族制度の結果からも、充分には説明され得ないであらう。それらの何れの要素をも持つてはゐるが、それらの何れを以てしても充分盡し得ないものがある。恐らく、持分保有者の共同體と云ふ見方をするのが、

- 1) J. R. Green, *The Making of England*, Vol. i, 180-194.
- 2) W. J. Ashley, *The Anglo-Saxon 'Township'* (*Survey Historic and Economic*, 1900, pp. 61-79.)
- 3) cf. E. L. Bograt and C. M. Thompson, *Readings in the Economic History of the United States*, 1916, p. 27. 尙堀江保藏、アメリカ經濟史概説(經濟史研究第三十五號) 192頁參照.

村落共同體の性格を最も正しく把握する途であらう。併し乍ら、それも、近代的株式會社の持分の如きものを想像すべきでない。村落共同體は、決して、持分保有者の同意による集合體ではなく、各持分單位それ自身が有機的な單位であると共に、その構成するタウン^{トウ}なる合成單位に對して有機的な關係に立つものである。即ち、タウン^{トウ}は、種々なる財産權をもち、夫々異なる經濟的行動を行ふ個人によつて構成されるのではなく、權利義務に關して、相互に一定の且つ單純なる關係にある戸によつて構成される。

事實上、タウン^{トウ}の成員は、必しも、平等なる持分をもつものではなかつた。例へば、完全なる一單位の持分、即ちハイド^{ヒド} hide をもつものもあれば、ハイドの半をもつものもあり、四分の一ハイド、即ちヴァーゲイト^{ヴァ} virgate をもつものもあれば、更にその半、即ちボヴェイト^ボ bovate をもつにすぎないものもあつた。かくて、タウン^{トウ}の構成員の持分は、相互に必しも均一な關係にあつたのではなく、單純ではあるが段階的な關係にあつたのである。(註一) 併し、かくの如き分化も權利義務の割當と云ふ根本觀念を、決して破るものではなく、更に、その分化の有様も、ハイドの二分の一、四分の一、八分の一と云ふ如き、簡單な割合を保つてゐた。故に、姑く、これら單位の基本と考へられ、規準と考へられたハイドについて、考察を進めるであらう。(註二)

(註一) 社會には、持分の不平等が生ずると共に、次第に各種の階級が形成せられ、領主權も亦發達し來つて、後のマナーに見らるゝ如き個人的支配と不平等との要素が準備されてゐた。併し、今、これらの問題については、姑く之を他日に譲つておく。

(註二) カルケイト^カ carucate、スルング^ス sulung などハイドと同様な單位である。

- 4) F. Pollok and F. W. Maitland, The History of English Law (ed. 1911) Vol. i, p. 560.
- 5) F. W. Maitland, The Domesday Book and Beyond, pp. 129 ff.
- 6) ibid. pp. 16 ff.
- 7) Vinogradoff, The Growth of the Manor, p. 200.
- 8) ibid. p. 212 ff.